

災害時における緊急放送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と燕三条エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 次に掲げる緊急割込放送のうち、甲が適当と認める方法

ア 甲の同報系防災行政無線システムと乙の放送局演奏所とを連動し、同報系防災行政無線システムにより同報通信しようとする情報のうち甲が必要と認める情報を、乙の放送に自動的に割り込んで甲が行う緊急放送

イ 甲が、緊急電話放送装置を使用し、乙の放送に割り込んで行う緊急放送

- (2) 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法

2 前項第1号に掲げる方法により緊急割込放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに報告するものとする。

3 第1項第2号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容等について文書をもってファクシミリ等で乙に要請するものとする。ただし、ファクシミリ等が使用できないときは、電話等により要請することができる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（費用負担等）

第5条 甲の要請に基づく緊急放送に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。

3 第3条第1項第1号の緊急割込放送に係る装置、設備等の経費については、第1項本文の規定にかかわらず別途協議するものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙からも何ら意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

平成18年4月1日

甲 三条市
代表者 三条市長 高橋 一 夫

乙 三条市大字下須頃502番地3
燕三条エフエム放送株式会社
代表取締役社長 今泉 捷 治